

『2011 改訂版 証券外務員 [新一種] 対策問題集』 訂正のお知らせとお詫び

このたびは、弊社書籍をお買い上げいただき、誠に有難うございます。本書表記に訂正箇所がありました。誤りをお知らせするとともに、深くお詫び申し上げます。

ページ	訂正内容													
<p>p. 310 模擬想定問題 解答用紙</p>	<p>【誤】</p> <table border="1" data-bbox="241 359 510 417"> <tr> <td>63</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	63						<p>【正】</p> <table border="1" data-bbox="543 359 812 417"> <tr> <td>63</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(※五択用の解答欄に変更)</p>	63					
63														
63														
<p>p. 323 [問 63] 問題文</p>	<p>【誤】 問 63. いったん設立した株式会社が、合資会社に組織変更することはできない。</p>	<p>【正】 【株式会社法概論】 問 63. 次の文章のうち、正しいものの番号を二つマークしなさい。 1. 株式会社は、株券を発行する旨を定款に定めた場合に限り、株券を発行することができる。 2. 大会社は、会計参与を置いたとしても、会計監査人を置く必要がある。 3. 少数株主権とは、1株しか持たない株主でも行使できる権利のことをいう。 4. 取締役が、当該株式会社と取引をする場合には、監査役会（監査役会を置かない会社においては監査役）の承認が必要である。 5. 会社が合併する場合、解散する会社の資産は新設会社又は存続会社に承継するが、解散する会社の負債は承継させないことができる。</p>												
<p>p. 329 [問 84] 問題文</p>	<p>【誤】 (右記の設問文なし)</p>	<p>【正】 次の文章について、正しい場合は○へ、正しくない場合は×の方へマークしなさい。</p>												
<p>p. 341 [問 63] 解答・解説</p>	<p>【誤】 問 63 解答：× 解説：株式会社は、合資会社や合名会社に組織変更することができる。 参照ページ：必携③63、 2・1 278</p>	<p>【正】 問 63 解答：1・2 1 ○ 会社法は、株券のない会社を原則としているが、設問のような定款規定のある会社を「株券発行会社」という。 参照ページ：必携③29、2・1 285 2 ○ 参照ページ：必携③42、2・1 289 3 × 1株しか持たない株主でも行使できる権利を、単独株主権といい、一定割合以上の議決権を持った株主だけが行使できるものを、少数株主権という。 参照ページ：必携③19～20、2・1 283 4 × 取締役が、当該会社と取引をするとか、取締役の債務を会社が保証するなど、両者の利益が相反する取引については、取締役会（設置しない会社では株主総会）の承認が必要である。 参照ページ：必携③37、2・1 288 5 × 会社が合併する場合、解散する会社の財産は、包括的に新設会社又は存続会社に移転する。つまり、資産だけでなく負債についても移転する。 参照ページ：必携③58、2・1 294</p>												